

習志野市教育委員会会議録
(平成21年第7回定例会)

- 1 期 日 平成21年7月22日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時45分
- 2 出席委員
- | | | |
|------|-----|-----|
| 委員 長 | 青 木 | 克 己 |
| 委 員 | 澤 村 | 洋 子 |
| 委 員 | 栗 原 | 伸 夫 |
| 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|----------------|-----|-----|
| 教育総務部長 | 柴 崎 | 一 雄 |
| 学校教育部長 | 若 崎 | 光 美 |
| 生涯学習部長 | 加 藤 | 清 一 |
| 教育総務部参事 | 秋 田 | 博 義 |
| 学校教育部参事 | 鶴 岡 | 智 |
| 学校教育部参事 | 諏 訪 | 晴 信 |
| 学校教育部参事 | 木 原 | 誠 |
| 生涯学習部参事 | 山 田 | 正 治 |
| 学校教育部次長 | 押 田 | 俊 介 |
| 生涯学習部次長 | 早 瀬 | 登美雄 |
| 教育総務部・学校教育部副技監 | 勝 見 | 博 |
| 学校教育部副参事 | 井 上 | 隆 夫 |
| 学校教育部副参事 | 小 柳 | 茂 |
| 生涯学習部副参事 | 鈴 木 | 善 博 |
| 生涯学習部副参事 | 黒 崎 | 清 |
| 企画管理課長 | 井 澤 | 元 行 |
| 施設課長 | 飯 塚 | 和 夫 |
| 社会教育課長 | 星 | 昌 幸 |
| 青少年課長 | 寄 主 | 義 之 |
| 教育総務部主幹 | 牧 野 | 岳 彦 |
| 教育総務部主幹 | 佐々木 | 重 春 |
| 教育総務部主幹 | 宮 崎 | 雅 博 |
| 学校教育部主幹 | 江 川 | 陽 史 |
| 学校教育部主幹 | 鈴 木 | 博 |
| 学校教育部主幹 | 生 駒 | 敏 子 |
| 学校教育部主幹 | 土 屋 | 美恵子 |
| 学校教育部主幹 | 上 岡 | 充 直 |
| 生涯学習部主幹 | 及 川 | 隆 志 |
| 生涯学習部主幹 | 飯 島 | 稔 |
| 生涯学習部主幹 | 浅野目 | 俊 紀 |
| 学校教育課主任管理主事 | 江 口 | 和 夫 |

4 会議内容

委員長が

平成21年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)並びに議案第23号及び議案第24号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

報告事項(3)及び議案第23号の会議録については、議会の議決を経たのちに、公開とすることについて諮り、全員異議なく決定された。

委員長が

本日の日程について、報告事項(3)並びに議案第23号及び議案第24号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成21年第6回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 平成20年度教育費決算について

(企画管理課)

企画管理課長が

平成20年度歳入決算額は、最終予算現額14億2千517万5千円に対して、調定額14億1千317万4千738円、収入済額14億637万9千523円、不能欠損額18万9千円、収入未済額660万6千215円で、収入率99.5パーセントであった。

不能欠損額は、平成15年度に未納となった放課後児童育成料の過年度分に係るものである。また、収入未済額の内訳は、放課後児童育成料175万4千円、幼稚園に係る保育料37万3千475円、学校に係わる給食事業収入447万8千740円である。

歳出決算額は、最終予算現額74億1千662万2千769円に対し、支出済額72億1千491万5千646円、翌年度繰越額740万円、不用額1億9千430万7千123円で、執行率97.3パーセントであった。翌年度繰越額の内容は、第一中学校体育館吹付けアスベスト対策耐震補強設計委託について、耐震補強設計における公的機関の判定取得に長時間を要することとなり、年度内に完了出来ないことから、平成20年度の未執行額を平成21年度に事故繰越するものである。また、事業決算の概要については、英語指導等国際理解活動推進事業、第一中学校給食室新築事業、図書館情報通信推進事業、放課後児童会施設整備事業等、教育行政方針の基本目標計画である「生き生きと未来を拓く豊かな人間性を育む習志野の人づくり」のために取り組んできた主な事業の内容などについて概要を報告

委員が

小・中学校事務補助職員事業の事務補佐員とは、どういう職員のことなのか、と質問

学校教育部次長が
県費負担職員の他に、市費で各学校1名の事務補助職員を雇用している、と回答

委員が
それは正規職員なのか、と質問

学校教育部次長が
日々雇用職員である、と回答

委員が
スポーツエキスパート推進事業で、各中学校に1名スポーツエキスパート（運動部活動補助者）を配置しているが、第四中学校のみ2名なのはなぜか、と質問

学校教育部副参事が
第四中学校は、剣道とバスケットボールの二種目を指導出来る教員がいないためである、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

報告事項（2） 平成21年習志野市議会第2回定例会一般質問について

（企画管理課）

企画管理課長が
教育委員会に係る一般質問はこども部関連を含め、10名の議員から18件あり、教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価について、国の平成21年度補正予算であるスクールニューディール構想について、習志野市立習志野高等学校定時制の課程廃止の撤回について、こども園整備と既存市立幼稚園及び市立保育所の再編計画について等、多くの質問があった、とその概要を説明

委員が
スクールニューディール構想について詳細が知りたいので、資料を配付してほしい、と要望

企画管理課長が
早急に調べて用意する、と回答

委員が
放課後児童会指導員の任用等状況把握をするため、近隣9市へ調査を実施しているが、指導員の年齢や資格についても調査事項に含まれているのか、と質問

青少年課長が
現在、指導員の資格は日々雇用職員であるが、今後、年齢、資格等については他市の状況を調査しながら検討していくつもりである、と回答

委員が

小学生は1年生から3年生の低学年を対象としているため、指導員としての能力が必要になると思われる。よって資格等は十分に検討してほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

議案第25号 習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
(学校教育課)

学校教育部主幹が

改正の内容としては、習志野市立新栄幼稚園の定員を現行の105人から70人に変更しようとするものである。

幼稚園の場合は「幼稚園設置基準」によって1クラス35名までと定められており、新栄幼稚園については現在105名の定員なので、3クラス分となる。しかし、現在の新栄幼稚園は保育室が2クラス分しかなく、実質3クラスを設置出来ない状態である。

よって今回の改正は、新栄幼稚園の施設の実態に合わせて定員を変更しようとするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

**協議第1号 習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画
第1期計画（案）について**
(学校教育課)

学校教育部主幹が

習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画（案）について、約1ヶ月にわたってパブリックコメントを実施し、114人、463件の意見が提出された。また、パブリックコメント実施期間中に、幼稚園では降園前の1時間を、保育所では土曜日を利用して、保護者を対象に整備・再編計画第1期計画(案)についての説明会も実施した。これらを実施する中で、こども園の運営や整備、アンケートの検証に関する事、幼稚園・保育所の再編に関する事について、いろいろな意見が提出された。それらを踏まえて、習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画（案）について4点ほど修正を加えたものである、と概要を説明

委員が

公立から私立化へという言葉は誤解を生じる原因になるので、例えば、民間移譲のような言葉にしたらどうか、と質問

学校教育部参事が

民間という言葉を使うと利益を生むようなイメージがあるので、あえて公立から私立化

へとした、と回答

委員が

しかし、パブリックコメントの意見の中に、公立の保育と私立の保育では保育内容が違うのではないかと意見が提出されているが、保護者は納得しているのか、と質問

学校教育部参事が

いろいろな場で説明しているので納得されていると思う。また、保育所の場合は保育所保育指針により保育の内容・運営等が定められているため、公立も私立も内容は同じである、と回答

委員が

公立と私立は一般的には、まだ差があるようなイメージがあるので、公立と私立の垣根を払拭していく努力をしてほしい。パブリックコメントの結果を考慮して計画を修正していくことは、とてもいい判断である。強引に押し進めて疑問を残したままにすると、後々問題が大きくなってしまうからである。それよりも、少しでも地域の方々に理解が得ながら計画を進めていくというのは、賢明な判断である。今後も、このように進めていってほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は了承された。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成21年8月26日（水）
午後3時に決定された。

<報告事項（3）並びに議案第23号及び議案第24号は非公開>

報告事項（3） 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
(学校教育課)

学校教育部次長が

損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分とした概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

議案第23号 平成21年度教育費予算案（9月補正）について
(企画管理課)

企画管理課長が

平成21年度教育費予算案（9月補正）について概要を説明

採決の結果、議案第23号は原案どおり可決された。

**議案第24号 平成22年度使用教科用図書の採択について
(習志野市立習志野高等学校使用の図書)**

(学校教育課)

学校教育部次長が

平成22年度教科用図書(習志野市立習志野高等学校使用の図書)の採択について概要を説明

採決の結果、議案第24号は原案どおり可決された。

委員長が

平成21年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言